

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年七月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 橋 淳 一

一 許可番号

平成二十六年十二月二十二日

指令川建セ第二六〇〇八八〇号

二 検査済証番号

平成二十七年七月二十九日

川建セ第二七〇〇三二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字今宿字仮宿九十五番一、九十五番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県朝霞市浜崎一丁目六番十一号

安岡 孝輝